平成２９年６月

お客さま　各位

新井信用金庫

高齢者 ATM 振込制限のお知らせ

日頃より、新井しんきんをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、高齢者を対象とする振込詐欺、還付金詐欺等の特殊詐欺防止策としてキャッシュカードの ATM 振込の利用を一部制限させていただきます。

お客さまにおかれましては、ご不便をおかけしたしますが、何卒ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

実施開始日	**平成29年6月20日（火）**
対象となるお客さま	**満70歳以上の個人・個人事業主のお客さまで、過去3年間当金庫もしくは他金融機関ATMにおいてキャッシュカードによる振込のお取扱いがない方**
制限内容	**当金庫もしくは他金融機関ATMにおいてキャッシュカードを利用したお振込ができません。（お引出しやお預入は従来通りご利用いただけます）**

※、ATM 振込制限の解除を希望されるお客さまは、①ご本人さま確認書類（運転免許書など）②お届出印③キャッシュカード④通帳をお持ちのうえ当金庫窓口にお問い合わせください。

（解除後キャッシュカードによる ATM 振込を使用しないと毎月所定日（20 日）に再度振込制限が設定されます。解除されたお客さまは解除後すぐにキャッシュカードによる ATM 振込を実施してください。

また最終振込日から 3 年間お取扱いが無い場合は再度振込制限が設定されます。ATM 振込の定期的なご利用が無い場合は、窓口でのお振込をお勧めしています。）

以　上

新井信用金庫